

平成 29 年度 短期大学教務必携（第 22 次改訂版） 主な変更点

第一部 教務の手引き

I 学生編

第1章 入学者の選抜

◇平成 30 年度入学者選抜実施要項(平成 29 年 6 月 1 日 29 文科高第 236 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせ記載内容を見直した。

4. 基本方針【11p】

…総合的に評価することを役割とするものである。

※平成 29 年 4 月 1 日より、全ての大学において、上記三つの方針策定及び公表が義務付けられている(学校教育法施行規則第 165 条の 2)。

◇文部科学省発表の「高大接続改革の実施方針等の策定について」(平成 29 年 7 月 13 日)を踏まえ下線部を追加した。

9. 学力検査等【17p～18p】

(2) 大学入試センター試験の利用

…広がりを持つこととなるであろうと期待できる。

さらに、平成 32 年度(平成 33 年度入学者選抜)からは、現在の大学入試センター試験に変わり、新たに「大学入試共通テスト」の実施が予定されている。

大学入試共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とされ、このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとされている。

◇平成 30 年度入学者選抜実施要項(平成 29 年 6 月 1 日 29 文科高第 236 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせ下線部を追加した。

17. 外国人を対象とした入試【22p】

③国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア(フランス共和国)取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

◇文部科学省発表の「高大接続改革の実施方針等の策定について」(平成 29 年 7 月 13 日)を踏まえ下線部を追加した。

21. 備考【24～25p】

…との方針が盛り込まれた。

さらに、「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」では、アドミッション・オフィス(AO)入試について、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」も適切に評価するため、実施要項上の「知識・技能の修得状況に過度に重点をおいた選抜とせず」との記載を削除し、調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等(※)又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化することが記載されている。

※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法(小論文等)、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など

第2章 学籍と学籍(学生)異動

◇実情に即し下線部のように修正した。

2. 学籍の記録

(3)学籍(学生)の異動

C. 転学・転学科(転科)【31p】

転学とは、同一学校種の他の学校(短期大学から他の短期大学)の相当学年に学籍を移すことをいう。

転学は、本来的に転出・転入(受入)の両方の意味を持つが、転出で用いられることが多く、その場合、転入(受入)については「転入学」として区別される。転学の決定は学長が行う。

転学科(転科)は、同一短期大学内での学科・専攻間の転籍異動をいう。

転籍異動については、入学時には異なる入学試験を経て学科等の所属が決定されていることを考慮すれば、一般的には、正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的措置である。

これらの場合の異動年月日は、転学・転学科(転科)先の受入れ年月日の前日とし、受入れ学校名、部、科・専攻、学年及び理由を記入するのが通例である。

◇根拠を明確に示すため下線部を追加した。

3. 学籍に関する諸問題

(3)科目等履修生・研究生・委託生

C. 委託生【34p】

…範囲で聴講が許されるのが通例である。

○短期大学設置基準

第 13 条 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第 7 条第 3 項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第 17 条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 13 条の規定を準用する。

(3・4 は略)

第3章 教育課程と履修登録

◇表現を見直し下線部のように追加修正した。

2. 教育課程に関する法的規制

(6)授業の方法【42p】

…同様であると規定している。されており、外国においても多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所での授業を可能としている。

◇短期大学設置基準の表現に合わせ、下線部のように修正した。

3. 履修指導と履修登録

(3)履修登録

C 登録の制限

③履修学生数の制限【45p】

授業科目の内容、授業の方法等授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件により、小人数の授業を必要とする授業科目の場合や、選択科目において受講学生数の調整を必要とする場合などにおいて、履修学生数を制限することがある。

第4章 授業と試験

◇実情に即し下線部を修正・追加した。

3. 教育機器【47p】

…一般的な教育機器として、パソコン、プロジェクター、教材提示装置、DVD／ブルーレイディスクプレーヤーなどがある。更に、電子黒板、タブレット端末等様々なICT機器の活用により、次のような効果が期待できる。

- ① 学生の学習意欲を向上させることができる
- ② 教授内容を、早く、正しく理解させることができる
- ③ 授業運営の効率・向上が図れる

このことに伴い、ICT 機器の管理・運用等を行うシステムセンター等を設置し、専任の教員・職員を配置する大学が増えている。

第5章 成績評価と単位の認定

◇実情に即し下線部を追加した。

1. 成績評価と単位認定【51p】

…各授業科目の単位の認定は、科目担当者の評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

また、成績評価の方法・基準は、シラバスやルーブリック等により、学生に対し明示する必要がある。

第6章 卒業

◇記載内容に鑑み「1. 卒業のための最低必要条件」を、「1. 卒業の決定及び学位の授与」と「2. 卒業のための最低必要条件」とに分割した。

1. 卒業の決定及び学位の授与【58p】

平成4年度に学校教育法の改正により、短期大学卒業者に対して「準学士」という称号が創設された。また、過去の卒業者についても適用されることとなった。

その後、平成17年に学校教育法の一部改正があり、平成17年10月1日から短期大学卒業者にも、「短期大学士」の学位を授与することができるようになった。

卒業の決定及び学位の授与について、学校教育法では次のとおり定めている。

2. 卒業のための最低必要条件【58～59p】

卒業の要件については、短期大学設置基準に次の定めがある。第3章の「教育課程と履修登録」でも関係条文としてとりあげたが、ここに改めて再掲する。

- 短期大学設置基準
(卒業の要件)
第18条 (略)

II 教員・職員編

第2章 職員

◇短期大学設置基準の改正に伴い、下線部を修正・追加を行った。

1. 種類と職務

(1) 種類と職務 B. 事務職員の職務組織【77p】

② 事務遂行のための組織(事務局等)の専任職員(第34条)

※第34条に定める専任職員は、従来は「事務を処理する」と定められていたが、「大学設置基準等の一部を改正する省令」(平成29年文部科学省令第17号 平成29年3月31日公布 平成29年4月1日施行)により「事務を遂行する」に改正され、大学の事務職員及び事務組織が一定の裁量と困難性を伴う業務を担い、大学における様々な取組の意思決定等に積極的に参画することが期待されている。

3. 教職協働【80～81p】

短期大学設置基準の改正(平成29年文部科学省令第17号 平成29年3月31日公布 平成29年4月1日施行)により、教員と事務職員等との連携・協働が法令上に明記された。連携体制の例としては、「教員と事務職員等の枠を超えた戦略的な人事配置の実施」「教員と事務職員等の対等な位置付けでの学内委員会の構成を通じて相互の連携協力を促すこと」「教員と事務職員等とを織り交ぜた組織構成によるプロジェクトチーム型での業務執行の導入」などが挙げられているが、あわせて、特定の措置をとることを各大学に対して一律に求めるものではなく、各大学の実情に合わせて教職協働を促進するための措置について検討されることが期待されるとされている。

また、「事務職員等」には、技術職員のほか、図書館に置かれる専門的職員など、大学に置かれる様々な職員が含まれることとされている。

○短期大学設置基準

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第2条の3

短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

Ⅲ 運営編

第1章 学科・専攻

◇現況に鑑み「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」附則2（平成16～19年度審査についての平均入学定員超過率に係る要件）を省略した。

2. 学科・専攻課程の設置【94p】

附 則

1 この告示は、公示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 (略)

第3章 学則

◇実情に即し下線部を追加した。

1. 学則に記載すべき事項【98p】

・学期

学期は、前期・後期の2学期制が大部分であるが、昭和48年大学制度の弾力化の措置により、3学期制が可能となった。1つの学期の授業期間は10週又は15週にわたるとされていたが、平成25年の短期大学設置基準の改正により、教育上必要があり、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りではないとされ、さらに柔軟な設定が可能になった。（短期大学設置基準第9条）。また、留学や海外のサマースクールへの行きやすさ、留学生の受け入れやすさ等から4学期制を導入する短期大学も出てきた。

第4章 大学評価と教育情報の公表

◇各節の内容に応じて引用法令等の掲載位置を調整した。【107p～112p】

※下線部は掲載位置を変更したもの

1. 自己点検・評価

学校教育法第109条第1項

学校教育法施行規則第166条

2. 認証評価機関による第三者評価

学校教育法第109条(第1項は省略)

同 110条(第3、5、6項は省略)

学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

3. 法令違反状態の大学に対する措置

学校教育法第15条

4. 教育情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2

◇認証評価第3サイクルからの変更点(高大接続システム改革関連)について下線部の記述を追加した。

2. 認証評価機関による第三者評価【107p】

この答申を受け、平成14年11月学校教育法が改正され、認証評価機関による第三者評価が義務化されることになった。期間については、学校教育法施行令第40条により、7年ごとに評価を受けるものと定められている。

認証評価は平成 16 年度から開始され、平成 30 年度からは第3サイクルを迎える。第3サイクルからは、関係省令(「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」)の改正により、中央教育審議会及び高大接続システム改革会議等における高大接続改革に関する議論を踏まえた評価項目及び方法(三つの方針に関する評価、各大学における自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価、ステークホルダーの視点を取り入れた評価等)への転換が図られることとなった。

現在、短期大学の認証評価を認められているのは、財団法人短期大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構、財団法人大学基準協会の3機関である。

◇学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成 16 年文部科学省令第 7 号)の改正に伴い下線部を修正又は追加した。

○学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成 16 年文部科学省令第 7 号)【110p】

第 1 条 学校教育法(以下「法」という。)第 110 条第 3 項に規定する細目のうち、同条第 2 項第 1 号に関するものは、次に掲げるものとする。

一

(略)

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての实地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

五 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2 前項に定めるもののほか、法第 109 条 2 項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第 110 条第 3 項に規定する細目のうち、同条第 2 項第 1 号に関するものは、(削除)次に掲げる(削除)ものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

第5章 取得可能な資格等

◇法改正に伴い「介護福祉士」を「①卒業と同時に取得できるもの」から「②受験資格が得られるもの」へ移動し、国家試験完全義務化までの移行期間中の措置について注釈を追加した。
(下線部)

② 受験資格が得られるもの【113p】

〔国家資格〕

保健師 助産師 看護師 作業療法士 理学療法士 はり師 きゅう師 美容師 理容師 臨床検査技師 診療放射線技師 臨床工学技士 歯科衛生士 歯科技工士 言語聴覚士 製菓衛生師 介護福祉士 自動車整備士(一級、二級) 毒物劇物取扱責任者 二級建築士 社会保険労務士 税理士 二級ボイラー技士 危険物取扱者(甲種) ※ 介護福祉士の指定養成施設卒業者については、平成29～33年度の間(平成34年度の国家試験完全義務化への移行期間)、卒業後5年間限定の資格が付与される。また、その間に国家試験に合格又は卒業後5年間介護等の業務に従事することにより、卒業後5年間経過後も資格を維持することが可能となる。

第二部 教務関係用語の解説

◇以下の用語を新たに追加した。

- カリキュラム・ツリー【130p】
- 社会福祉主事任用資格【144p】
- 私立大学等経営強化集中支援事業【148p】
- 認証評価制度【p.159】
- リサーチ・アドミニストレーター(University Research Administrator=URA)【163p】

◇以下の用語は、法令の改正、実情等に即し名称及び記載内容を一部変更した。

- アドミニストレーター(Administrator)【121p】
- 学位【126p】
- 学芸員【126p】
- 学修成果【127p】
- 学校(一条校)【130p】
- 既修得単位の認定【132p】
- 教員【135p】
- 事務職員【143p】
- 私立大学等改革総合支援事業【148p】
- 転学【157p】
- 転学科(転科)【157p】

◇以下の用語は削除した。

- カウンセリング
- 科目登録制
- 大学入学資格検定
- ニート
- フリーター

第三部 短期大学関連法令Q&A

～学科の設置、収容定員変更関係～

◇平成 27 年文部科学省告示第 154 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校^{の設置等}に係る認可の基準の一部を改正する告示」に伴い、下線部を追加・修正した。

■短期大学等の設置等の際の入学定員超過率の取扱いについて■【186p】

Q 36 平成 27 年文部科学省告示第 154 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」に、短期大学等の設置や収容定員の増加に係る学則の変更等の認可の申請に際しては、過去の平均入学定員超過率に係る要件が厳格化され、原則として 1.15 倍未満(開設年度が平成 30 年度の場合は 1.25 倍未満)であることが認可の基準とされているが、この告示は、届出に該当する学科の設置の場合にも適用されるのでしょうか。

資料1 短期大学設置基準 短期大学通信教育設置基準

短期大学設置基準

◇平成 29 年 3 月 31 日省令 17 号の内容を反映させた。【191p～209p】

資料2 大学(短期大学)関係教育法令(抜粋資料)

学校教育法

◇平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号の内容を反映させた。【218p～241p】

学校教育法施行令

◇平成 28 年 11 月 24 日政令 353 号の内容を反映させた。【242p～244p】

学校教育法施行規則

◇平成 29 年 3 月 31 日省令 18 号の内容を反映させた。【244p～261p】

上記の他、全体を通じ必要に応じて表現の見直し、字句の修正を行った。